

見積執行調書

[illegible]

備考 上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申し込みに係る価格である。

【指名理由】

当該設備を熟知している三洋電業株式会社を選定
(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号に該当)